

令和3年3月

入札参加有資格者の皆様へ

大阪市

測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて

標題について、次のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

受注可能本数の対象業務を、次のとおり改正します。

改正後	改正前
前年度又は前々年度中の契約管財局における入札時に、20 者以上の参加があった案件の類似業務であり、競争性の確保が可能であると契約管財局が判断した <u>もの</u>	前年度又は前々年度中の契約管財局における入札時に、20 者以上の参加があった案件の類似業務であると事業主管局が判断した <u>もの</u>

2 改正後の実施内容

契約管財局で発注する測量・建設コンサルタント等業務(100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタントのいずれかの種目に該当するもの)において、受注可能本数制限を行うものについては、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 対象案件

受注可能本数制限の対象とする案件は以下のとおりとします。

- ・ 入札方式
事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札
- ・ 対象業務

前年度又は前々年度中の契約管財局における入札時に、20 者以上の参加があった案件の類似業務であり、競争性の確保が可能であると契約管財局が判断したもの

(2) 受注可能本数

- ・ 市内本店業者 3本

なお、優良事業者に対するインセンティブの対象となる事業者については、1本追加し4本とします。

- ・ 市内支店業者及び市外業者 1本

3 実施時期

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 お問い合わせ先

契約管財局契約部契約課工事契約グループ Tel : 06-6484-7425